

プロの専門家が徹底解説！ 今、経営者が活用すべき 助成金・補助金 丸わかりガイド



【補助金編】

本ガイドは2021-3-1時点の情報になります

※実際に申請する際にはご自身で要件や期限などをご確認の上で対応するようお願いいたします。
このガイドブックにより生じたいかなる損害も弊所では責任を負いかねます。

▶まずは補助金と助成金との違いについて

	助成金	補助金
関連省庁	厚生労働省	経済産業省や外郭団体
支援金数	30～40種類	3,000種類以上
対象	採用・研修・労務管理等	新技術・新製品・新サービス
公募時期	随時	年1回がほとんど
受給額	1万～500万円	500万円～5,000万円中心
受給時期	申請認定後	開発実施後
倍率	要件を満たせば受給	約10倍

▶今年はこの4つの補助金をまずは押さえる！

本ガイドで紹介する主要補助金

<注目> 事業再構築 補助金

補助上限：最大**1億円**、補助率：最大 **2/3**

中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援

<基本> 持続化 補助金

補助上限：最大**100万円**、補助率：最大 **3/4**

「新型コロナウイルス」による経営への影響も加点対象

<基本> IT導入 補助金

補助上限：最大**450万円**、補助率：最大 **2/3**

特別枠で「新型コロナウイルス」対策を優先的に採択予定

<応用> ものづくり 補助金

補助上限：最大**1,000万円**、補助率：最大 **2/3**

「新型コロナウイルス」対応の特別枠設置

▶地域の補助金も押さえよう！

本ガイドでご紹介する地域の補助金

<宮城県> 省エネ・再エ ネ・3R関連 補助事業

様々な省エネ・再エネ・3R関連補助事業の制度概要や具体的な活用事例を紹介するセミナーが開催されます

<仙台市> 地域産業応 援金

支給額：最大**50万円**
「生産性革命推進事業」の交付決定を受けている場合

■ 事業再構築補助金 (中小企業等事業再構築促進事業)

公募期間

未定※ (2021年3月公募開始予定)

※2021年1月28日に令和2年度第3次補正予算が成立した補助金

▶ 補助対象要件（主要申請要件）

1. 売上が減っている

●申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

2. 事業再構築に取り組む

●事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

●事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。

●補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

▶ 補助対象要件 (中小企業の範囲、中堅企業の範囲)

中小企業の範囲

- 製造業その他： 資本金 3 億円以下の会社又は従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業： 資本金 1 億円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人
小売業： 資本金 5 千万円以下の会社又は従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業： 資本金 5 千万円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】 大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】 企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う等の要件を満たすNPO法人も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社（調整中）

▶ 補助金額・補助率

中小企業

通常枠：補助額100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

卒業枠：補助額6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

中堅企業

通常枠：補助額100万円～8,000万円 補助率 1 / 2 (4,000万円超は 1 / 3)

グローバルV字回復枠：補助額8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2

グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

▶事業再構築のイメージ

飲食業

喫茶店経営

→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

→新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

飲食業

レストラン経営

→店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

小売業

ガソリン販売

→新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

→室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

製造業

航空機部品製造

→ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

半導体製造装置部品製造

→半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

製造業

伝統工芸品製造

→百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

運輸業

タクシー事業

→新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

→和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

→自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

→映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

■ 中小企業生産性革命推進事業

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、
感染拡大を抑えながら生産性の向上を図る企業を応援します！

持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

小規模事業者の売上アップを支援

IT導入補助金

中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

ITツールによる生産性アップを支援

ものづくり補助金

中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

機械や設備などの購入を支援

令和2年度第3次補正予算額 **2,300億円**

※2021年1月28日に令和2年度第3次補正予算が成立

■ 持続化補助金 (小規模事業者持続的発展支援事業)

募集期間

<一般型>：5次締切 2021年6月4日（金）必着

<低感染リスク型ビジネス枠>：未定※（2021年3月公募開始予定）

※2021年1月28日に令和2年度第3次補正予算が成立した補助金

▶ 補助対象要件

持続化補助金は、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

この制度は、商工会、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けます。

小規模事業者の定義

業種	人数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を**80%**とすることを目指します。

▶補助金額・補助率

通常枠

補助上限50万円、補助率2／3

低感染リスク型ビジネス枠

補助上限100万円、補助率3／4

【低感染リスク型ビジネス枠】

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策（消毒液購入費、換気設備導入費）への投資についても、一部支援します。（※）

※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

▶活用のイメージ

通常枠

- ・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。
- ・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する機械を一新。

低感染リスクビジネス枠

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
 - ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。
- ※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

■ I T 導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)

交付申請期間

<通常枠> : 未定※ (2021年4月上旬公募開始予定)

<低感染リスク型ビジネス枠> : 未定※ (2021年4月上旬公募開始予定)

※2021年1月28日に令和2年度第3次補正予算が成立した補助金

▶ 補助対象要件

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

補助対象者

中小企業（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

業種・組織形態	資本金	従業員	
	(資本の額又は出資の総額)	常勤	
(C)補助対象業種(個人・法人) (D)補助対象業種(個人・法人)	製造業、建設業、運輸業	3億円 300人	
	卸売業	1億円 100人	
	サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円 100人	
	小売業	5,000万円 50人	
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円 900人	
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円 300人	
	旅館業	5,000万円 200人	
	その他の業種（上記以外）	3億円 300人	
	法人その他	医療法人、社会福祉法人、学校法人	- 300人
		商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	- 100人
中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体		- 主たる業種に記載の従業員規模	
特別の法律によって設立された組合またはその連合会		- 主たる業種に記載の従業員規模	
財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）		- 主たる業種に記載の従業員規模	
特定非営利活動法人		- 主たる業種に記載の従業員規模	

小規模事業者

業種分類	従業員
	常勤
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

▶補助金額・補助率

通常枠

補助上限450万円、補助率 1 / 2

低感染リスク型ビジネス枠

補助上限450万円（※）、補助率 2 / 3

※テレワーク対応類型は補助上限150万円

【低感染リスク型ビジネス枠】

複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

▶活用のイメージ

通常枠

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

低感染リスクビジネス枠

顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間での接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」の同時導入。

■ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)

公募期間

<一般型（通常枠・低感染リスク型ビジネス枠）

・グローバル展開型>：6次締切 2021年5月13日17時

<ビジネスモデル構築型>：2次締切 2021年3月19日17時

「ものづくり補助金」とは？

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える

1,000万円または3,000万円※・補助率 1 / 2（低感染リスク型ビジネス

※：一般型は上限1,000万円、グローバル展開型は上限3,000万円です。

枠・小規模事業者は 2 / 3）の補助金です。

経営革新の類型

A1

新商品(試作品)
開発

例 避難所向け水循環型
シャワーを開発

A2

新たな生産方式
の導入

例 作業進捗を「見える
化」する生産管理シ
ステムを導入

B1

新役務(サービス)
開発

例 仮想通貨の取引シス
テムを構築

B2

新たな提供方式
の導入

例 従業員のスキルに応じて
顧客をマッチングするシ
ステムを導入

これまでの実績



新型コロナウイルス対応の「低感染リスク型ビジネス枠」を創設！（一般型のみ）

「低感染リスク型ビジネス枠」のメリット

01

補助率が
1 / 2 → 2 / 3

特別枠で不採択になっても
通常枠で優先的に採択

02

広告宣伝・販売促進費を
補助対象に

「低感染リスク型ビジネス枠」の申請要件

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をすること

物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発

例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等

物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善

例：ロボットシステムの導入によるプロセス改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービスを提供するオペレーションセンターの構築等

ポストコロナに対応するビジネスモデルの抜本的な転換に係る設備・システム投資

キャッシュレス端末や自動精算機、空調設備、検温機器など、ビジネスモデルの転換に対して大きな寄与が見込まれない機器の購入は、原則として、補助対象経費になりません

どんな事業計画が必要？

付加価値額・賃上げ要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、**従業員に表明**していること。

01

事業者全体の**付加価値額**※1
を年率平均**3%以上**増加

02

給与支給総額※2 を
年率平均**1.5%以上**増加

03

事業場内最低賃金
(事業場内で最も低い賃金)を
地域別最低賃金+30円以上
の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。

※2 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）。

※ 補助事業実施年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けることを想定して、上記の賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置きし、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です。

申請要件に反する場合の返還規程

申請時点で、賃上げ計画を従業員へ表明していないことが発覚した場合は全額返還

事業計画終了時点で給与支給総額要件が未達の場合、「残存簿価等×補助金額／実際の購入金額」を返還

毎年度末（毎年3月）時点で最低賃金要件が未達の場合、「補助金額／計画年数」を返還

※付加価値額が目標通りに伸びなかった場合、「給与支給総額増加率>付加価値増加率/2」であれば免除。天災など事業者の責めに負わない理由がある場合も免除。

※給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることも可能。

※付加価値増加率<1.5%の場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は免除。

どんな経費が補助できる？

<p>機械装置・システム構築費 ※</p> 	<p>①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費</p> <p>※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。</p>	<p>外注費 ◎</p>	<p>新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費</p> 
<p>運搬費</p>	<p>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p> 	<p>専門家経費 ◎</p> 	<p>本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>※ 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限。))</p>
<p>技術導入費 ▲</p>	<p>知的財産権等の導入に要する経費</p> 	<p>クラウドサービス利用費</p>	<p>クラウドサービスの利用に関する経費</p> 
<p>知的財産権等関連経費▲</p>	<p>特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等</p> 	<p>原材料費</p>	<p>試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</p> 

▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1
◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1
※：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額あり
！：人件費や土地・建物の費用は補助対象外

※グローバル展開型では、海外旅費も対象
※低感染リスク型ビジネス枠では、**広告宣伝・販売促進費も対象**

■ 宮城県主催 省エネ・再エネ・3R 関連セミナーのご案内

参加申し込み期限

令和3年3月15日（月曜日）午後5時まで

▶宮城県主催：省エネ・再エネ・3 R 関連セミナーのご案内

宮城県や国が令和3年度実施を予定している事業者向けの省エネルギー・再生可能エネルギー及び産業廃棄物の3 Rに関する補助事業をはじめとする各種支援施策について、それぞれの制度概要や具体的な活用事例を紹介するセミナーを開催します。

令和3年度（2021年4月以降）に上記の補助金活用をお考えの場合にはセミナーにご参加されてはいかがでしょうか？

補助金の内容などについても説明があるようです。

▶配信期間

**令和3年3月22日（月）午後1時から
令和3年5月31日（月）午後5時まで**

▶参加方法

参加費無料。YouTubeで動画を限定配信します。

ご参加（動画を視聴）いただくには、事前申し込みが必要です。
令和3年3月15日（月）午後5時までに、下記のURL又は
右記のQRコードから申込フォームにアクセスの上、お申
送ください。後日、視聴用URLを電子メールで送付します。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1611810979197>

配信期間終了後、アンケートにご協力をお願いします。



▶その他

■ 仙台市地域産業応援金

申請期限

令和3年4月15日（木曜日）（当日消印有効）

▶ 支給対象要件

『仙台市地域産業応援金』は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、国の「生産性革命推進事業」を活用し前向きな投資を実施する市内事業者に対し、その取り組みを後押しする応援金を支給するものです。

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (中小企業)本店を仙台市内に置いていること
(個人事業主)住民登録または所得税申告上の納税地が仙台市内であること
(その他法人)主たる事業所を仙台市内に置いていること
- 国の対象補助金※に申請を行い、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに交付決定を受けていること
- 市税を完納していること

※国の対象補助金は次の通りです。

- ・ 令和元年度補正・令和二年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- ・ 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>
- ・ 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>
- ・ サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金(通常枠・特別枠)

▶ 支給額

対象補助金の交付決定額により支給額が異なります。

国の対象補助金の交付決定を受けた方の応援金支給額

国の対象補助金の交付決定額	応援金支給額
50万円未満	10万円
50万円以上500万円未満	20万円
500万円以上	50万円

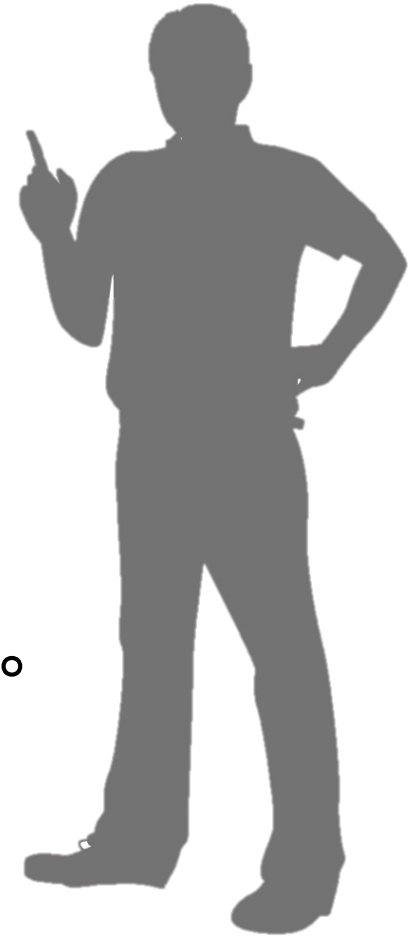
申請期限を令和3年2月15日（月曜日）（当日消印有効）から
令和3年4月15日（木曜日）（当日消印有効）に延長しています！

※令和3年3月31日までに交付決定を受けている必要があります。

▶コンサルタントからの一言

例年、初回（1回目）の募集のほうが採択される（選ばれる）可能性が高い傾向にあります。

活用予定があるような場合には、早い回に申請することをお勧めします。



▶本ガイドブック監修者のご紹介



仙台助成金相談センター

(運営：仙台中央社会保険労務士事務所)

助成金コンサルタント

佐藤 崇 (代表 社会保険労務士)

1969年、宮城県栗原市生まれ。築館高校・法政大学卒業。
社会福祉法人・医療法人の総務課を経験したのち、2004年8月開業。
開業当初から助成金に力を入れており、現在は、毎月25件から30件の
助成金相談を受けている。また、2012年から2016年の5年間だけで
6億7千万を超える支援実績となっており、多くのクライアントから高い
評価を得ている。

■メディア出演

「仙台経済界」(株式会社仙台経済界、2012年11-12月号)助成金についてのインタビュー記事掲載
「TBCテレビNスタみやぎ」雇用調整助成金セミナーでの講師風景が紹介される(2020年4月17日)
「ミヤギテレビOH! バンデス」助成金・補助金について解説(2021年3月2日)

■書籍(共著)

「中小企業の資金調達方法がわかる本」(あさ出版、2015年12月)助成金部分を担当
「従業員を採用するとき読む本」(あさ出版、2017年7月)助成金部分を担当
「9割の社長が勘違いしている資金調達の話」(あさ出版、2018年2月)助成金部分を担当